|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付印 | |  | **□後見**  **□保佐（□同意権付与，□代理権付与） 開始申立書**  **□補助（□同意権付与，□代理権付与）** |
|  | |
|  | （この欄に収入印紙［１件について８００円］をはる。）  　　 　 　（はった印紙に押印しないでください。） |
| 収入印紙　　　　　　円 |  |
| 予納郵便切手 円 |
| 予納収入印紙 円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新　潟 家 庭 裁 判 所  御 中  平成　　　　年　　　　月　　　　日 | 申　立　人　の  　署　名　押　印  又は記名押印 | 印 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申  立  人 | 住民票上の  住　　　所 | 〒 －  （　　　　　　方） | | |
| 実際に  住んで  いる所 | 〒 －　 　　 電話 　 （　 　）  　　（　　　　　　方） | | |
| フリガナ  氏　　　名 |  | | □昭和　　□平成  年　　　　月　　　　日生 |
| 職　　　業 |  | 平日昼間の連絡先（勤務先・携帯電話等）  携帯電話　　　　（　　　　　）  勤務先名 　　　 電話 　 （　 　）  　　　　　　　（ 裁判所名で電話しても　□よい　　□困る ） | |
| 本　人　と  の　関　係 | □ 本人　　□ 配偶者　　□ 親　　□ 子　　□ 兄弟姉妹　　□ その他の親族（続柄　　　　）  □ 法定後見人等　　□ 任意後見人等　　□ 検察官　　□ 市町村長 | | |
| 本  人 | 本　　　籍 | 都　道  府　県 | | |
| 住民票上の  住　　　所 | 〒 －  （　　　　　　方） | | |
| 実際に  住んで  いる所 | 〒 －　　　 　電話 　 （ 　 　）  　　 （　　　　　　方） | | |
| フ　　リ　　ガ　　ナ  氏　　　名 |  | | □明治 □大正　□昭和　□平成  年　　　　月　　　　日生 |
| 職　　　業 |  | | |

（注）　太わくの中だけ記入してください。

　　　　該当する部分の□にレ点を加え，（　　）に該当する事項を記入してください。

(1/4)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **申　　　立　　　て　　　の　　　趣　　　旨** |  |
|  |
|
|  | **□　本人について後見を開始するとの審判を求める。**  **□　本人について保佐を開始するとの審判を求める。**  （必要とする場合に限り，以下の当てはまる□にレ点チェックを入れてください。）  　　　□ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）を  　 　　　　するにも，その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。（☆）  　　　　□　本人のために別紙代理行為目録記載の行為につき保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。  **□　本人について補助を開始するとの審判を求める。**  （必ず，以下の当てはまる□にレ点チェックを入れてください。）  　　　□ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）を  するには，その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。  　　　　□　本人のために別紙代理行為目録記載の行為につき補助人に代理権を付与するとの審判を求める。 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申　　　立　　　て　　　の 実　　　情** | | | | |
| □「診断書」  (1) 本人の心身の状況及び生活の状況は， □「本人の状況の説明書」 記載のとおり。  □　別　紙  (2) この申立てをした動機・きっかけは，次のとおりです。  □　預貯金の解約，払戻し又は保険金の受取りのため  　□ 遺産分割協議をするため（被相続人　　　 　 （平成　年　月　日死亡)）  　　 □ 建物の建築・リフォーム等のため  　　　□ 不動産の処分（□売却　□賃貸　□抵当権設定　□　　　　　　　　）のため  　　　□ 不動産以外の財産（株式・社債等）の処分等  　　　□ その他の財産管理（年金・医療費・介護費・税金・保険料等の支払いのため）  　　　□ 施設入所又は福祉サービス契約のため  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  具体的内容  　 □申立人 (3) 本人の後見人等には，　□下記候補者　　を選任してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□適任者 | | | | |
| 後見人等  候　補　者  適当な人が  いる場合に  記載してく  ださい。  申立人が候  補者の場合  は記載不要  です。 | 住　 　 所 | 〒　　　－ 電話 （ 　）    （　　　　　　方） | | |
| フリガナ  氏　　　名 |  | | □昭和　　□平成  　　　 　 年 月　　　日 生 |
| 職　　　業 |  | 本　人　と  の　関　係 |  |
| 勤　務　先 | 電話 （ 　） | | |

（注）　☆　保佐開始の申立ての場合，民法第１３条第１項に規定されている行為については，申立ての必要はありません。

(2/4)

【**申立人・後見開始用**】　　　確　認　票（必ず申立人ご本人が記載してください。）

次の事項につき，該当する回答にレ点でチェックをして，記載した年月日を記入，署名押印のうえ，申立書と一緒に提出してください。

|  |
| --- |
|  |

１　後見開始の審判申立てをすると，裁判所の許可がなければ取下げできません。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

２　申立書に記載した後見人候補者が選任されるとは限りません。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

３　専門職（※弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等）が後見人または後見監督人に選ばれることがあります（※専門職後見人が選任された場合でも，被後見人の親族として身上監護を行うことに変わりはありません。）。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

４　後見開始の審判後，後見人が後見事務を行っている間に，被後見人の流動資産（※１）の合計額が１０００万円以上となる場合，原則として専門職が後見人に追加選任され，後見制度支援信託の利用を検討することになります。検討の結果，後見制度支援信託の利用が適当でないと判断された場合は，専門職が後見人または後見監督人として引き続き後見事務に関与することになります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

５　被後見人は印鑑登録を受けることができません。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

６　被後見人は，公務員等の就業資格（※２）や専門資格（※３)を失い，責任資格（※４）の制限を受けます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

７　後見人（後見監督人を含む）は，報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることにより，家庭裁判所が決めた報酬額を，被後見人の財産から受け取ることができます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

８　後見開始申立ての動機，目的たる仕事が終了しても，後見事務は，被後見人の能力が回復するか被後見人の死亡まで続きます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

※1　被後見人名義の現金，預貯金，株式・投資信託等投資資産

※2　国家公務員，地方公務員，教育職員，自衛隊員等　※3　医師，歯科医師，弁護士，弁理士，公認会計士，行政書士，社会福祉士及び介護福祉士，司法書士，宅地建物取引主任者等　※4　校長，教員，法人の役員，株式会社の取締役等

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　氏　名（自署）　　　　　　　　　　　　　　印

(3/4)

【**申立人・保佐／補助 開始用**】　確　認　票（必ず申立人ご本人が記載してください。）

次の事項につき，該当する回答にレ点でチェックをして，記載した年月日を記入，署名押印のうえ，申立書と一緒に提出してください。

|  |
| --- |
|  |

１　保佐等（補助も含みます。以下同じ。）開始の審判申立てをすると，裁判所の許可がなければ取下げできません。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

２　申立書に記載した保佐人等（補助人も含みます。以下同じ。）候補者が選任されるとは限りません。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

３　保佐人等には，専門職（※弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等）が保佐人等または監督人に選ばれることがあります（※専門職保佐人等が選任された場合でも，本人（被補助人も含みます。以下同じ。）の親族として身上監護を行うことに変わりはありません。）。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

４　保佐人等に財産管理権が付与されている場合，保佐等開始の審判後，保佐人等が保佐等事務を行っている間に，本人の流動資産（※1）の合計額が１０００万円以上となったときは，原則として専門職が保佐人等または監督人に選任されることになります。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

５　被保佐人は公務員等の就業資格（※2）や専門資格（※3)を失い，責任資格（※4）の制限を受けます（被補助人はこの制限には該当しません。）。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

６　保佐人等（監督人を含む）は，報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることにより，家庭裁判所が決めた報酬額を，本人の財産から受け取ることができます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

７　保佐等開始申立ての動機，目的たる仕事が終了しても，保佐等事務は，本人の能力が回復するか本人の死亡まで続きます。

　　□　理解した。　　　　　□　よく分からない。

※1　本人名義の現金，預貯金，株式・投資信託等投資資産

※2　国家公務員，地方公務員，教育職員，自衛隊員等　※3　医師，歯科医師，弁護士，弁理士，公認会計士，行政書士，社会福祉士及び介護福祉士，司法書士，宅地建物取引主任者等　　※4　校長，教員，法人の役員，株式会社の取締役等

　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　氏　名（自署）　　　　　　　　　　　　　　印

(4/4)